佐賀県告示第546号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による ものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関か ら所在地を変更する旨の届出があった。

平成 29 年 9 月 26 日

佐賀県知事	ı lı		'n₩	義
作目宏划事	111	11	↑丰	===

名称	所在地		変更年月日	
訪問看護ステー ションバルーン	皿	神埼郡吉野ヶ里町石動 2177 番地 1	平成 29 年 2 月 15 日	
	新	神埼市神埼町本堀 2735 番地 4		